

報告第1号

専決処分の報告について

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月17日提出

幸手市長 木村純夫

専決第1号

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年1月5日

幸手市長 木村純夫

記

1 相手方

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○ ○○

2 事故の概要

令和4年10月23日午前10時20分頃、市道597号線幸手市大字上高野2157番1地先の道路において、舗装の穴が原因により、走行中の普通車のバンパーが破損したものである。

3 損害賠償額

金169,967円

上記金額の内訳（合計に責任割合75%を乗じたものとする。）

修理代 226,622円

合 計 226,622円